

令和元年度 公文書開示状況（2月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R2.1.24	R2.2.3	「平成30年度臨海副都心歩道改修及びその他工事」の 「工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、諸経費計算書、代価明細表、図面」	109	1														港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課
2	R2.1.24	R2.2.3	「令和元年度レインボーブリッジ舗装補修工事」の 「工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、諸経費計算書、代価明細表、図面」	29	1														港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課
3	R2.1.24	R2.2.4	「平成30年度レインボーブリッジ舗装補修工事」の 「工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、諸経費計算書、代価明細表、図面」	29	1														港湾局 東京港管理事務所 港湾道路管理課
4	R2.1.24	R2.2.5	「令和元年度シンボルプロムナード公園照明設備改修工事（その1）、令和元年度シンボルプロムナード公園照明設備改修工事（その2）」の 「工事設計概括書、工種別内訳書（総括書）、工種別内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、中科目別内訳書、細目別内訳書」	19	1														港湾局 臨海開発部 開発企画課
5	R2.1.24	R2.2.6	「平成30年度大井建材ふ頭A野積場ほか1か所舗装補修工事」の 「工事費総括書、工事総括書、種別内訳書、諸経費計算書、代価明細表、図面」	45	1														港湾局 東京港管理事務所 施設補修課
6	R2.1.29	R2.2.12	「令和元年度東京海員会館改修工事」の 「工事費内訳、工事種別内訳、種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通費計算書、代価表、見積比較表」	35	1														港湾局 東京港管理事務所 施設補修課
7	R2.2.6	R2.2.12	「臨海副都心における公共空間の一体利用等調査」の 「報告書、報告書要点版及び報告書概要版（平成27年3月）」 「平成29年度臨海副都心青海地区北側開発に関する調査委託」の 「報告書、報告書要点版及び報告概要版」	266	1														港湾局 臨海開発部 開発企画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
8	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「IR・カジノ調査ヒアリング結果 マカオ・Galaxy Entertainment Group(2016年11月18日)」	6		1													<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、肩書は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため(条例第7条第2号に該当) ・カジノオペレーターの状況は、法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号に該当) ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第6号に該当) 	港湾局 総務部 企画計理課
9	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるGalaxy Entertainmentの関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書(メモ、メール含む)を過去10年間分。」																<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号に該当) ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第5号に該当) ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(条例第7条第6号に該当) 	港湾局 総務部 企画計理課
10	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるWynn Resorts Limited の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書(メモ、メール含む)を過去10年間分」				1												本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるWynn Resorts Limitedの関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1			1								<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
12	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「ヒアリング記録：Genting Singapore(平成28年10月12日)」	2	1					1									<ul style="list-style-type: none"> ・氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため（条例第7条第2号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
13	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるGENTING Groupの関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1			1								<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
14	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるCaesars Entertainment の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分」				1												<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない 	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
15	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるCaesars Entertainment の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1			1							<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
16	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるMGM Resorts International の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分」				1											本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない	港湾局 総務部 企画計理課
17	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるMGM Resorts International の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1			1							<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
18	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるSJM Holdings の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分」				1											本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
19	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるSJM Holdings の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1										<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
20	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるRush Street の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分」				1											<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない 	港湾局 総務部 企画計理課
21	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるRush Street の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1										<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
22	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「ヒアリング記録：Sands（平成28年10月10日）」	4	1					1								<ul style="list-style-type: none"> ・氏名、肩書、顔貌は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため（条例第7条第2号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
23	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるLas Vegas Sandsの関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1										<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
24	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるMohegan Gaming & Entertainmentの関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分」				1											本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない	港湾局 総務部 企画計理課
25	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるMohegan Gaming & Entertainmentの関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1										<ul style="list-style-type: none"> ・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当） 	港湾局 総務部 企画計理課
26	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるMelco Resorts & Entertainment の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分」				1											本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない	港湾局 総務部 企画計理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
27	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるMelco Resorts & Entertainment の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1			1				1	1			・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）	港湾局 総務部 企画計理課
28	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都の委託事業者が、カジノオペレーターであるHard Rock の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分」				1												本件開示請求に係る公文書は取得しておらず、存在しない	港湾局 総務部 企画計理課
29	R2. 2. 3	R2. 2. 17	「都知事及び都職員が、カジノオペレーターであるHard Rock の関係者と面談、意見交換、訪問等を行った際の記録並びに関係文書（メモ、メール含む）を過去10年間分。」					1			1				1	1			・本件開示請求に係る公文書の存否を応答するだけで、東京都情報公開条例に規定する以下の非開示情報を開示することとなるため、東京都情報公開条例第10条に基づき、本件請求内容にかかる公文書の存否を明らかにすることができない。 ・法人等の事業活動に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため（条例第7条第3号に該当） ・確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第5号に該当） ・関係者との調整を必要とする事務に関する情報や関係者から提供を受けた情報で、公にすることにより、関係者との信頼関係が損なわれ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号に該当）	港湾局 総務部 企画計理課
30	R2. 2. 18	R2. 2. 25	「平成31年度臨海副都心(青海地区) 自転車走行空間整備及びその他工事」（設計変更分）の「工事設計概括書、工種別内訳書（総括書）、工種別内訳書、諸経費計算書、代価明細表、特記仕様書、設計図面」	77	1															港湾局 東京港建設事務所 埋立整備課

